

**委員報酬**  
9,000円(2回以上会議に出席した場合の任期中の額)

**募集人員** 2名

※応募者多数の場合、抽選とさせていただきます。

**募集期間**  
5月20日(金)～6月20日(月)

**応募方法**  
応募用紙に必要事項を記入のうえ、

・ 離婚調停中等により別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給されます。

・ 父母が海外に住んでいる場合、その父母が町内で児童を養育している方を指定すれば、その方(父母指定者)に支給されます。

・ 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給されます。

**特別児童扶養手当**  
精神または身体に一定の障害がある

・ 申請する方や児童が日本国内に住所がないとき。

・ 児童が児童福祉施設などに入所しているとき。

・ 児童が父または母の配偶者(事実上の配偶者含む)に養育されている。もしくは生計を同じくしているとき。

【広告】 駐車場完備 平日午前10時～午後5時 時間外応相談

**東松山総合法律事務所**  
弁護士 笠原徳之 弁護士 五十川剛俊  
予約受付電話 **0493-81-3744**  
あなたの街の近所にある弁護士事務所です  
相続・事故・離婚・借金・刑事、何でもご相談下さい  
東松山市松葉町2丁目1番13号  
HP <http://www.hmlf.jp> E-Mail [info@hmlf.jp](mailto:info@hmlf.jp)

**地域福祉計画策定委員会委員の募集**

▼問合せ 福祉課  
☎62-0716

町では、「第3期嵐山町地域福祉計画」の策定にあたり策定委員会委員を公募します。

**職務**  
嵐山町地域福祉計画の策定に関し、令和5年3月までに4回程度の策定委員会を開催します。

**任期** 令和4年7月から令和5年3月

**応募資格**  
嵐山町に1年以上住民登録のある20歳以上の方で、平日昼間の会議に出席可能で次の項目に該当する方

① 町税、国民健康保険税、水道料等の滞納がない方

② 本町の他の附属機関等の委員となっていない方

**児童に係る福祉手当等**

▼問合せ 福祉課  
☎62-0716

福祉課へ持参または郵送してください。郵送の場合は、6月20日(月)到着分まで有効とします。なお、応募用紙は、町ホームページから取得または福祉課窓口にて用意してあります。

**応募書類提出先**  
〒355-0211  
嵐山町大字杉山1030-1  
嵐山町役場 福祉課 社会福祉担当

**児童手当**  
家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的に、中学校修了前までの子供を養育している方に支給されます。

次の場合でも手当を受けることができます。

- ・ 離婚調停中等により別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給されます。
- ・ 父母が海外に住んでいる場合、その父母が町内で児童を養育している方を指定すれば、その方(父母指定者)に支給されます。
- ・ 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給されます。

**児童扶養手当**  
離婚、死別、遺棄等の理由で父または母が生計を同じくしていないか、父または母が一定の障害の状態にある児童(18歳になった年の年度末まで。ただし、一定の障害のある場合は20歳未満)を育てている父または母、もしくは主に生計を維持している養育者に支給されます。

次のような場合は手当を受けることができます。

- ・ 申請する方や児童が日本国内に住所がないとき。
- ・ 児童が児童福祉施設などに入所しているとき。
- ・ 児童が父または母の配偶者(事実上の配偶者含む)に養育されている。もしくは生計を同じくしているとき。

20歳未満の児童を育てている方のうち、主に生計を維持している方に支給されます。

次のような場合は手当を受けることはできません。

- ・ 申請する方や児童が日本国内に住所がないとき。
- ・ 児童が障害による公的年金を受けることができるとき。
- ・ 児童が児童福祉施設などに入所しているとき。

※必要書類や受給要件等の詳細は、お問い合わせください。

**各種無料相談**

※相談日が祝休日・年末年始にかかる場合は、お休みになるものもあります。事前にご確認ください。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、中止や延期となる可能性があります。ご利用の際は、ご確認ください。

20歳未満の児童を育てている方のうち、主に生計を維持している方に支給されます。

次のような場合は手当を受けることはできません。

- ・ 申請する方や児童が日本国内に住所がないとき。
- ・ 児童が障害による公的年金を受けることができるとき。
- ・ 児童が児童福祉施設などに入所しているとき。

※必要書類や受給要件等の詳細は、お問い合わせください。

各種無料相談

名称	問合せ	内容	日時	相談場所等
行政相談	地域支援課 ☎62-2152	行政に関する困りごとなど	6月8日(水) 13時30分～ 16時30分	・ 役場3階総合相談室 ・ 総務省関東管区行政評価局「行政苦情110番」 ☎0570-090110
法律相談	地域支援課 ☎62-2152	日常生活上生じた法律的問題(相続、離婚、多額の借金など)	6月17日(金) 13時30分～	役場302・303会議室(予約制 先着6人)
行政書士相談	地域支援課 ☎62-2152	相続・遺言など暮らしに関する悩みなど	6月16日(木) 10時～12時	役場3階総合相談室
人権相談	地域支援課 ☎62-2152	人権侵害やいじめ、家庭内の問題など	6月1日(水) 10時～15時	役場3階総合相談室
消費生活相談	企業支援課 ☎62-0720	商品契約やサービスなど	毎週月～金曜日(祝日除く) 10時～12時、 13時～16時 (受付15時30分まで)	・ 東松山市役所本庁舎2階 東松山市役所人権市民相談課 ☎23-2221 ・ 消費生活支援センター 熊谷支所 ☎048-524-0999
教育相談	教育委員会事務局 ☎62-0823	幼児・小学生・中学生及びその保護者の教育に関する色々な悩みなど	毎週金曜日 15時～	役場3階教育相談室
人権相談(法務局)	さいたま地方法務局東松山支局 ☎22-0379	不当な差別やいじめなど人権に関する相談	毎週水曜日 9時～16時	当面は電話相談のみ
東北総合相談センター出張法律相談(要予約)	申込み 総合相談センター ☎048-838-7472 問合せ 埼玉司法書士会事務局 ☎048-863-7861	相続、遺言、登記、債務整理、成年後見、不動産の名義変更など	6月21日(火) 13時30分～ 16時30分  6月15日(水) 13時30分～ 16時30分	①寄居町中央公民館  ②上柴公民館
傾聴相談「わかばのきもち」	嵐山町社会福祉協議会 ☎62-0722	職場や人間関係の悩みなど	※お申し込み後に調整します	嵐山町社会福祉協議会相談室または相談者の指定する場所
結婚支援事業相談	嵐山町社会福祉協議会 ☎62-0722	「縁ジェルサポーター」による結婚支援	6月26日(日) 9時30分～12時 (毎月第4日曜日)	嵐山町社会福祉協議会相談室